



発行 新潟県

第 99 号

平成30年12月21日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1326 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 1327 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 1328 公有水面埋立ての竣功認可（漁港課）
- 1329 土地改良区連合役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1330 土地改良区連合の定款変更認可（農地計画課）
- 1331 土地改良事業の工事完了届（農地計画課）
- 1332 土地改良事業の工事完了届（農地計画課）
- 1333 土地改良事業の工事完了届（農地建設課）
- 1334 公共測量の終了通知（監理課）
- 1335 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1336 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1337 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1338 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1339 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1340 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1341 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1342 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1343 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1344 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1345 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 1346 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1347 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1348 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1349 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1350 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1351 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1352 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1353 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1354 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1355 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 1356 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1357 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1358 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1359 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1360 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1361 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1362 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

病院局公告

特定調達契約の落札者等（病院局業務課）

企業局管理規程

4 新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

教育委員会訓令

6 平成30年度の冬季における新潟県教育委員会職員服務規程の特例を定める規程（教育庁総務課）

告 示

◎新潟県告示第1326号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成30年12月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域

佐渡漁業協同組合の地区のうち旧真野漁業協同組合、旧佐和田漁業協同組合、旧二見漁業協同組合及び旧稲鯨漁業協同組合の区域

2 区分

10トン以上の漁船により営む漁業

3 届出年月日

平成30年12月1日

◎新潟県告示第1327号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成30年12月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域

姫津漁業協同組合の地区及び佐渡漁業協同組合の地区のうち佐渡市北狄、戸地、戸中の区域

2 区分

10トン以上の漁船により主として刺し網を使用して営む漁業及び10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業

3 届出年月日

平成30年12月1日

◎新潟県告示第1328号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成30年12月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 竣功認可年月日

平成30年12月14日

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所

新潟県佐渡市千種232番地

佐渡市

代表者 佐渡市長 三浦 基裕

新潟県佐渡市四日町587番地2

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県佐渡市多田262番地3の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次結んだ線及び⑥の地点と33の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ⑥の地点 佐渡市多田漁港の道路わき護岸にある基準点T. 2 (北緯37度54分40秒6820、東経138度28分52秒3368) から179度05分02秒4. 129メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から120度43分22秒70. 151メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から210度45分53秒2. 815メートルの地点
- 54の地点 ⑧の地点から300度44分18秒0. 479メートルの地点
- 52の地点 54の地点から210度45分34秒9. 526メートルの地点
- 55の地点 52の地点から300度45分53秒66. 577メートルの地点
- ③の地点 55の地点から210度41分18秒0. 535メートルの地点
- 35の地点 ③の地点から300度53分20秒2. 491メートルの地点
- 33の地点 35の地点から25度03分22秒6. 012メートルの地点

(3) 面積

859. 20平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成28年10月12日

新潟県漁第224号

5 法22条第3項の市町村(閲覧場所)

佐渡市

◎新潟県告示第1329号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、上越市の関川地区土地改良区連合から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成30年12月21日

新潟県上越地域振興局長

1 就任

理事 上越市板倉区高野1345番地 齋藤 義信
(理事長)

〃 上越市大字富岡1922番地1 飯塚 一憲

監事 上越市大字川端510番地 保倉 一敏

〃 上越市大字長者町43番地1 尾崎 祐三

就任年月日 平成30年12月4日

2 退任

理事 上越市大字横曽根54番地 永井 紘一
(理事長)

監事 上越市清里区岡野町508番地2 梅澤 正直

〃 上越市三和区川浦504番地 下鳥 芳男

退任年月日 平成30年11月17日

◎新潟県告示第1330号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、阿賀野市の阿賀用水右岸土地改良区連合の定款の変更を平成30年12月13日認可した。

平成30年12月21日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第1331号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成30年12月21日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
五泉市 伊藤 能徳ほか17名	昭和地区	区画整理	平成29年7月3日

◎新潟県告示第1332号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成30年12月21日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
五泉市 伊藤 正一ほか15名	蛇川地区	区画整理	平成29年12月15日

◎新潟県告示第1333号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成30年12月21日

新潟県柏崎地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
柏崎市 柏崎土地改良区	南条	区画整理（県単農業農村整備「ほ場整備」）事業	平成27年7月3日

◎新潟県告示第1334号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間 平成30年5月21日から平成30年11月30日まで
- 3 作業地域 長岡市大手通、坂之上町

◎新潟県告示第1335号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成22年7月16日新潟県告示第1024号）の指定を解除する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金津4地区	新潟市秋葉区金津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1336号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規

定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成20年11月28日新潟県告示第1797号）の指定を解除する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
草水沢地区	新潟市秋葉区天ヶ沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1337号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成23年2月22日新潟県告示第189号）の指定を解除する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寺入地区	五泉市橋田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
四十九沢地区	五泉市橋田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1338号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年8月3日新潟県告示第984号）の指定を解除する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山崎(1)地区	五泉市山崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1339号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成27年3月20日新潟県告示第362号）の指定を解除する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花角 英世

1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
入谷沢地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1340号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成29年1月27日新潟県告示第75号）の指定を解除する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花角 英世

1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
安田(1)地区	柏崎市大字安田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1341号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成29年11月28日新潟県告示第1250号）の指定を解除する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花角 英世

1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
軽井川(7)地区	柏崎市大字軽井川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1342号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成23年3月1日新潟県告示第206号）の指定を解除する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花角 英世

1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中村（追加）地区	柏崎市大字西長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1343号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成29年2月7日新潟県告示第114号）の指定を解除する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花角 英世

1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
権現堂(3)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1344号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成21年9月11日新潟県告示第1209号）の指定を解除する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花角 英世

1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
町向地区	柏崎市上輪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1345号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	-----------------------------------	---------------------

		関する事項	
金津4地区	新潟市秋葉区金津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
草水沢地区	新潟市秋葉区天ヶ沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺入地区	五泉市橋田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山崎(1)地区	五泉市山崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
四十九沢地区	五泉市橋田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
入谷沢地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	土石流
安田(1)地区	柏崎市大字安田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
軽井川(7)地区	柏崎市大字軽井川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中村(追加)地区	柏崎市大字西長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
権現堂(3)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
町向地区	柏崎市上輪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1346号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域(平成22年9月7日新潟県告示第1217号)を次のとおり解除する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下綱木-3地区	東蒲原郡阿賀町綱木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十島-2地区	東蒲原郡阿賀町五十島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1347号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成24年10月12日新潟県告示第1233号）を次のとおり解除する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
津川10区、11区地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備えて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1348号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成20年11月4日新潟県告示第1699号）の指定を解除する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水頭沢地区	東蒲原郡阿賀町日出谷	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備えて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1349号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成22年9月7日新潟県告示第1218号）の指定を解除する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
豊実地区	東蒲原郡阿賀町豊実	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十島－3地区	東蒲原郡阿賀町五十島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深戸地区	東蒲原郡阿賀町鹿瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下綱木－3地区	東蒲原郡阿賀町綱木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十島－2地区	東蒲原郡阿賀町五十島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備えて縦覧に供する。）

置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1350号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成25年2月5日新潟県告示第145号）の指定を解除する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
広手(3)地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備えて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1351号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成26年2月7日新潟県告示第128号）の指定を解除する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
福取地区	東蒲原郡阿賀町福取	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備えて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1352号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成26年12月16日新潟県告示第1662号）の指定を解除する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
相高島-1地区	東蒲原郡阿賀町三宝分乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備えて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1353号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年10月12日新潟県告示第1234号）の指定を解除する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
津川10区、11区地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備えて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1354号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下綱木－3地区	東蒲原郡阿賀町綱木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十島－2地区	東蒲原郡阿賀町五十島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
津川10区、11区地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備えて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1355号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水頭沢地区	東蒲原郡阿賀町日出谷	次の図のとおり	土石流
豊実地区	東蒲原郡阿賀町豊実	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十島－3地区	東蒲原郡阿賀町五十島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

深戸地区	東蒲原郡阿賀町鹿瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下綱木－3地区	東蒲原郡阿賀町綱木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十島－2地区	東蒲原郡阿賀町五十島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広手(3)地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
福取地区	東蒲原郡阿賀町福取	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
相高島－1地区	東蒲原郡阿賀町三宝分乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
津川10区、11区地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1356号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成21年6月2日新潟県告示第805号）の指定を解除する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水野沢A地区	南魚沼郡湯沢町大字土樽	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1357号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成18年7月21日新潟県告示第1124号）の指定を解除する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上熊野(1)地区	南魚沼郡湯沢町大字湯沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1358号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規

定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年3月27日新潟県告示第366号）の指定を解除する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花角 英世

1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
硯川(B)地区	南魚沼市大桑原	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1359号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年3月16日新潟県告示第308号）の指定を解除する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花角 英世

1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
夕之沢川(1)地区	南魚沼市山口	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1360号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成26年12月2日新潟県告示第1605号）の指定を解除する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花角 英世

1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
車屋山地区	南魚沼市長森	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1361号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成18年3月3日新潟県告示第321号）の指定を解除する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花角 英世

1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
飯綱町(2)地区	南魚沼市小栗山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1362号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年12月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水野沢A地区	南魚沼郡湯沢町大字土樽	次の図のとおり	土石流
上熊野(1)地区	南魚沼郡湯沢町大字湯沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
硯川(B)地区	南魚沼市大桑原	次の図のとおり	土石流
夕之沢川(1)地区	南魚沼市山口	次の図のとおり	土石流
車屋山地区	南魚沼市長森	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯綱町(2)地区	南魚沼市小栗山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

病院局公告

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について契約者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年12月21日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

- 1 調達件名及び名称
新潟県立病院診療情報入力テンプレートシステム整備業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県病院局業務課 新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等

- 4 契約方式
随意契約
- 5 契約日
平成30年12月3日
- 6 契約者の氏名及び住所
株式会社ファインデックス
東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル33階
- 7 契約金額
196,231,248円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第4号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年12月21日

新潟県企業管理者 稲 荷 善 之

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(契約書の省略)</p> <p>第134条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約書の作成を省略することができる。</p> <p>(1) ～(5) (略)</p> <p><u>(6) 県民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態に対応するために緊急に締結する製造その他についての請負（前号に規定する契約に係るものを除く。）、物品の買入れ又は物件の借入れに関する契約で支出決定のときに支出負担行為として整理することができるものをするとき。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第2号又は第7号に規定する契約を締結する場合において、翌年度以降の歳出予算から支出が予定される時又は概算払、前金払（同項第2号の契約、会場借上げ契約並びに研修会及び講習会の負担金及び資料代の支払に関する契約に係るものを除く。）若しくは部分払の特約をするときは、契約書の作成を省略することができない。</p> <p>3 <u>第1項第7号</u>に規定する場合において、契約担当者は、必要と認めるときは、請書その他契約の成立した内容及びその内容等を証明できる書類を提出させることができる。</p> <p>(入札の参加人数)</p> <p>第161条 第159条の規定により指名された者のうち入札に参加しようとするもの</p>	<p>(契約書の省略)</p> <p>第134条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約書の作成を省略することができる。</p> <p>(1) ～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第2号又は第6号に規定する契約を締結する場合において、翌年度以降の歳出予算から支出が予定される時又は概算払、前金払（同項第2号の契約、会場借上げ契約並びに研修会及び講習会の負担金及び資料代の支払に関する契約に係るものを除く。）若しくは部分払の特約をするときは、契約書の作成を省略することができない。</p> <p>3 <u>第1項第6号</u>に規定する場合において、契約担当者は、必要と認めるときは、請書その他契約の成立した内容及びその内容等を証明できる書類を提出させることができる。</p> <p>(入札の参加人数)</p> <p>第161条 第159条の規定により指名された者のうち入札に参加しようとするもの</p>

が2人に達しないときは、入札を行わない。ただし、指名に先立ち、入札に参加することを希望する者を公募した場合は、この限りでない。

別表第3（第16条関係）

(略)

2 工業用水道事業会計勘定科目

(略)

費用

款	項	目	節	細節
工業用水道 事業費用	営業費用	(何) 水道費	(略)	
		<u>阿賀農業水利 事業分担金</u>		
		受託工事費	(略)	
		(略)		
(略)	(略)			

(略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

が2人に達しないときは、入札を行わない。

別表第3（第16条関係）

(略)

2 工業用水道事業会計勘定科目

(略)

費用

款	項	目	節	細節
工業用水道 事業費用	営業費用	(何) 水道費	(略)	
		受託工事費		
		(略)		
		(略)		
(略)	(略)			

(略)

教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第6号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

平成30年度の冬季における新潟県教育委員会職員服務規程の特例を定める規程を次のように定める。

平成30年12月21日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

平成30年度の冬季における新潟県教育委員会職員服務規程の特例を定める規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟県教育委員会組織規則(昭和36年新潟県教育委員会規則第4号)第2条に定める教育庁に属する一般職の職員(以下「職員」という。)の平成31年1月1日から平成31年3月31日までの間の勤務時間の割振りについて、新潟県教育委員会職員服務規程(昭和36年3月新潟県教育長訓令第1号。以下「服務規程」という。)第5条第1項の特例を定めるものとする。

(勤務時間の特例)

第2条 所属長(服務規程第1条の2第1項に規定する所属長をいう。以下同じ。)は、前条の期間の全部又は一部について職員が請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が仕事と生活の調和を図るためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。)をさせるものとする。

2 本庁の職員の時間外勤務等の命令をすることを専決する者は、終業の時刻から次に勤務する日の始業の時刻までの時間が10時間に満たない職員について、所属長が公務の運営等に支障があると認める場合を除き、同日の始業及び終業の時刻を、職員の健康の確保を図るためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間を割り振るものとする。

(実施細目)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。